

「社会保障・税一体改革」をやめさせ、応能負担で社会保障の拡充を！

# ほっかいどうの社会保障

2012年1月23日

北海道社会保障推進協議会

Tel:011-758-2648

FAX:758-4666

## 道内各地の地域社保協などが集い、学習、交流！



1月20、21日と、地域社保協交流集会在札幌市内で行われ、根室、釧路、旭川、函館など道内の地域社保協や労働組合、団体、議員などが参加し、交流しました。

今回は、昨年成立した「地域主権改革」の影響や全道的に広がっている国保料の差し押さえ問題などの学習、北海道社保協が行った「介護保険計画」「国民健康保険」の自治体調

査結果も報告され、地域医療問題も含め道内の現状や先進的な取り組みなど交流し合いました。

### 地域主権改革関連法

### 自治体や住民生活に大影響

### 今年4月からも

1日目は、三浦誠一氏【北海道社保協副会長・北海道生活と健康を守る会会長】が「地域主権の課題とたたかい」と題して、講演しました。昨年交付された「地域主権改革一括法（5/2第1次・8/30第2次）」は、国の責任を自治体まかせにして規制緩和を進めるもので自公政権の「地方分権改革」と変わりありません。



社会保障分野でも、国は、保育所や介護、障害者施設、医療機関の設備・運営基準、人員基準などの最低基準（ナショナルミニマム）を保障すべき責任を放棄し、自治体に条例化させ、規制緩和を進めようとしています。国庫負担金・補助金の「一括交付金」化で財政的な責任も放棄しようとしていて、自治体や住民にとって大きな影響があると指摘しました。

この見直しは、①今年4月から実施され（1年間の猶予期間・北海道は2013年度から実施）、②条例化には「3つの基準（下記表内参照）」を設け、項目ごとに省令で定め、③条例化する区分は、「道」「道・政令市・中核市」「道・政令市・児童相談所のある市」「市町村」の4つにわかれます。

三浦氏は、憲法にある国の責任を追求し必要な措置を求めるとともに、自治体には、住民の意見を反映した基準の設定や適切な施策を求めていくことが大切と強調しました。その際、地方財政がひっ迫していることもあり、「受益者負担主義」や社会保険などの「費用対効果説」とのたたかいも重要になると指摘しました。

### 「運動で 保育分野での基準の改悪やめさせた」

福祉保育労の中川さんは、「保育所の居室床面積もはずされる動きもあったが、反対の運動もあり『従うべき基準』となった。しかし、屋外遊戯場や非常災害に備えた設備などは参酌すべき基準。保育所改悪が狙われている中、国とともに自治体への働きかけが重要」と報告しました。（2日目の内容は次号以降で紹介します）

### 児童福祉施設の場合（厚生労働省関係省令の整備に関する省令より）

項目	法律名	従うべき基準	参酌すべき基準	標準	条例主体
児童福祉施設（保育所含む）	児童福祉法 45条	従業者の員数 居室、病室の床面積 子どもの発達のための設備 人権侵害の防止	その他の設備・運営の基準	東京の一部の保育所の居室の面積	道、札幌市、旭川市、函館市、見相の市

「従うべき基準」 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準

「参酌すべき基準」 地方公共団体が十分参照した結果、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

「標準」 法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの